

公益財団法人四国中央市スポーツ協会スポーツ顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、四国中央市の体育・スポーツ振興に貢献した個人及び団体並びに、スポーツ界に優秀な成績を収めたものに対し、公益財団法人四国中央市スポーツ協会（以下「本会」という。）が永く顕彰するとともにこれを称揚し、当市において体育・スポーツの進展に資することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 この規程による顕彰の種類は次のとおりとする。

- (1) スポーツ賞
- (2) ふれあいスポーツ賞
- (3) スポーツ優秀賞
- (4) スポーツ指導者賞
- (5) スポーツ功労賞
- (6) スポーツ特別表彰

(顕彰の範囲)

第3条 前条の規程による賞は、次の条件に該当するものとする。

- (1) スポーツ賞
 - ア 国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に出場することになっている個人及び団体又は出場した個人及び団体
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催する県大会以上の大会において優勝した個人及び団体
 - ウ 小・中学校体育連盟が主催する県大会以上の大会において優勝した個人及び団体
 - エ 高校生については、全国高等学校総合体育大会及び同等とみなされる大会に出場した個人及び団体
 - オ (1)イ、ウ、エに係る全国大会に、県及び四国選抜選手に選ばれ出場した個人及び団体又は出場することになっている個人及び団体
- (2) ふれあいスポーツ賞
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体並びにレクリエーション的関連団体が主催する予選会及び人数の少ない競技スポーツ及びレクリエーション的スポーツ(以下「ふれあいスポーツ」と称する。)において優勝又は入賞並びに選考で全国大会等に出場することになっている個人

及び団体又は出場した個人及び団体

イ 社会体育施設の環境美化活動や社会スポーツ行事の運営について、市民の模範となるボランティア活動を長年にわたり行い、その功績が顕著な個人及び団体

(3) スポーツ優秀賞

体育・スポーツ振興に貢献し、特に優秀と認められる個人及び団体又は、中・高等学校体育連盟や公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催する全国大会において上位入賞した個人及び団体

(4) スポーツ指導者賞

20年以上にわたり、スポーツ団体の指導にあたり、体育・スポーツの振興に貢献した者のほか、優秀なチームを指導育成した指導者

(5) スポーツ功労賞

体育・スポーツの振興に貢献し、25年以上体育活動をした50才以上の者で、その功績が特に顕著で受賞に値すると認められた者

(6) スポーツ特別表彰

ア 市民スポーツの健全な普及及び発展に貢献し、体育の振興に特別な功績を上げた体育関係者及び団体

イ 市民の社会体育・イベント等の企画運営をし、市民スポーツ熱の向上に貢献した個人及び団体

ウ 中・高等学校体育連盟や公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟している競技団体が主催する全国大会において優勝した者、又は、オリンピックや世界選手権大会及びこれと同等とみなされる世界大会に出場した個人及び団体又は出場することになっている個人及び団体

エ 会長が特に表彰すべき事績があると認めたもの

(受賞者の範囲)

第4条 前条第1項第1・2号ア及び第6号ウに該当すると思われる者については、次の条件を満たす者に関し、別紙調書（様式第1-1・1-2・2-1・2-2及び6）を提出するものとする。

(1) 県大会以上の大会（競技会）で、大会の内容、運営が適正と認められるもので、次の書類が整えられるもの。

※大会の名称・主催・後援・規模・参加範囲・参加人員・参加方法等

(2) 学生・生徒及び高校生については、市内の学校に在学中であること。

(3) 大学生については、国スポの参加のみとし、過去市内の中学若しくは高校出身者を対象とする。

(4) 尚、本条該当者については、再受賞を妨げない。

2 前条第1項第3・4・5号及び第6号ア・イに該当すると思われる者については、別紙調書（様式第3・4・5-1・5-2及び6）を提出するものとする。

（顕彰の期間）

第5条 顕彰の対象期間は、原則として前年度の9月5日から当該年度の9月4日までの1年間とする。

（受賞者の決定）

第6条 会長は、推せん委員会から推せんのあった者を理事会に付議し、受賞者を決定する。

（記念品）

第7条 顕彰は、市民スポーツ祭の開会式時において、賞状にあわせて記念品を贈呈する。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（細 則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規程は平成18年4月18日から施行する。

この規程は平成19年9月20日から施行する。

この規程は平成23年9月21日から施行する。

この規程は平成24年8月 9日から施行する。

この規程は平成24年9月26日から施行する。

この規程は平成29年6月 1日から施行する。

この規程は平成31年4月 1日から施行する。

この規程は令和 4年6月 1日から施行する。

この規程は令和 5年4月 1日から施行する。